

認証マーク表示基準

第1 目的

この基準は、エゾシカ肉処理施設認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）第4に規定する認証マークの表示について、必要な事項を定めるものとする。

第2 商標権

認証マークに関する商標権は、北海道が所有する。

第3 認証マークの使用

認証マークは、要綱の定めにより次の場合に限り使用できるものとする。

- 1 次の製品等に貼り付け又は印刷して使用する場合
 - (1) 認証を受けた処理施設で生産されたエゾシカ肉製品等
 - (2) 認証を受けた処理施設で生産されたエゾシカ肉を使用した加工食品
- 2 その他知事が認める場合

第4 使用許諾の申請

認証マークの使用に当たり、あらかじめ様式1により認証マーク使用許諾を知事に申請し、様式2の使用許諾書を知事から受けなければならない。

許諾事項について変更する場合は、あらかじめ様式3により知事に申請し、様式4の使用変更許諾書を知事から受け取ること。

なお、申請は書面又は電磁的記録により行うものとする。

第5 認証マークの仕様等

認証マークの仕様等は別記によるものとする。ただし、容器又は包装等の形状等により、これによりがたい場合は、知事と協議をするものとする。

第6 誤認の防止

第4により認証マークの使用許諾の申請を行った者は、消費者に誤認させるような方法で認証マークを表示してはならない。

第7 使用に関する記録

第4により認証マークの使用許諾の申請を行った者は、認証マークの使用状況を把握する書類を備えなければならない。

また、認証マークの使用状況を把握する書類を知事から求められた場合は、提出しなければならない。

第8 認証マークの使用中止

次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、認証マークの使用中止を命ずる。

- 1 要綱の規定により認証が取り消されたとき
- 2 第4の許諾事項以外に使用したとき
- 3 第6に該当したとき

附則

この基準は、平成28年10月14日から施行する。

この基準は、令和3年3月4日から施行する。